

公共下水道について

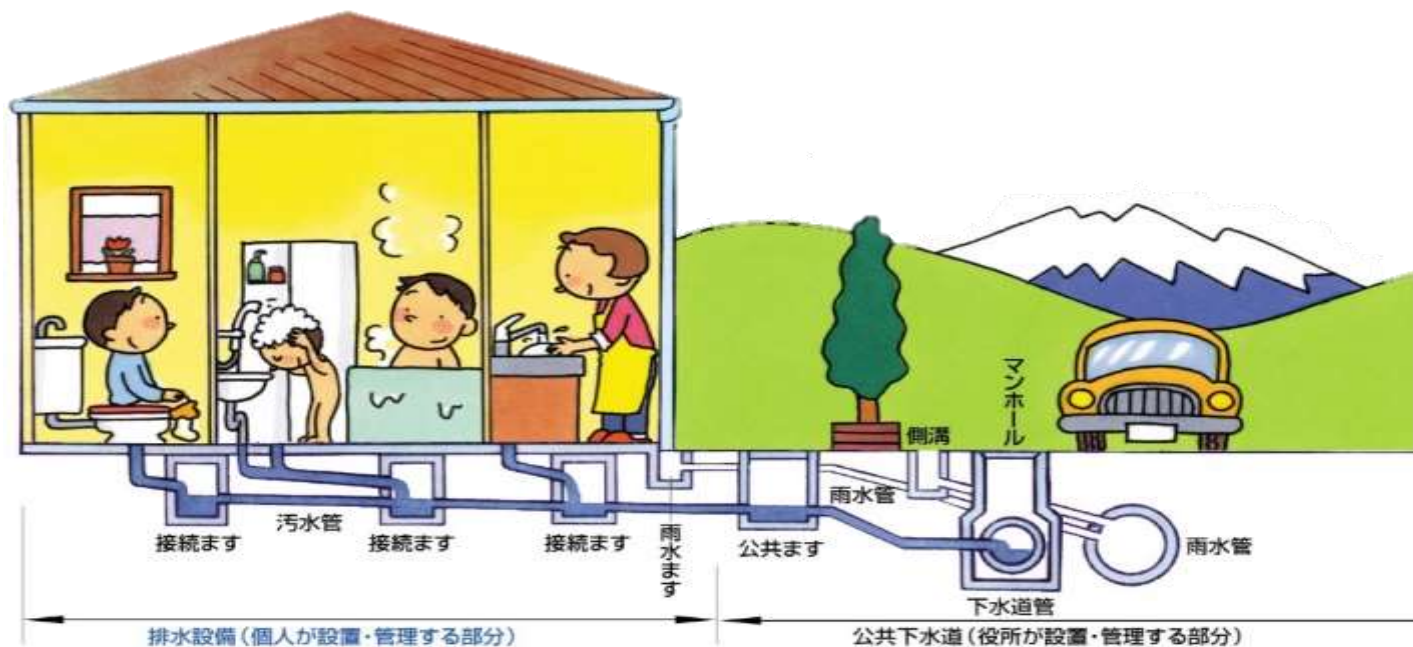
●公共下水道とは

家庭の台所や水洗トイレ、あるいは事業所から排出される汚水、雨水などの下水を排除するために設けられる排水管、排水きよその他の排水施設（かんがい排水施設を除く）、終末処理場（し尿浄化槽を除く）を「公共下水道」といいます。

本市の公共下水道は、汚水と雨水を分離して流す分流式となっています。

●公共下水道の役割

公共下水道が整備されると、汚水が直接河川や海に流れ込まないで公共下水道によって浄化処理されるため、河川や海がきれいになります。また、伝染病を媒介する蚊やハエの発生を防ぎ、悪臭もなくなるため、衛生的で快適な暮らしができるようになります。



下水道使用料

●下水道使用料表

下の表は1か月分の料金です。4 m³を超えると1 m³当たりの超過料金が加わります。実際の請求は、消費税を加えた2か月分ごととなります。

◀ 1か月あたりの下水道使用料（一般汚水・税抜） ▶

区分	排水量	使用料
基本額	4 m ³ 以下	500 円
超過額 (1 m ³ につき)	5~8 m ³	110 円
	9~20 m ³	120 円
	21~30 m ³	160 円
	31~50 m ³	210 円
	51~75 m ³	255 円
	76~100 m ³	260 円
	101~500 m ³	270 円
	501~3,000 m ³	280 円
	3,001 m ³ ~	290 円

●計算方法

2か月の排水量（=水道の使用量）が6 l m³の場合
使用水量を3 l m³と3 0 m³に分けて、1か月ごとに次のとおり計算します。

1か月 3 l m ³		1か月 3 0 m ³	
基本額	4 m ³ 500 円	基本額	4 m ³ 500 円
超過額		超過額	
5~8 m ³	4 m ³ × 110 円 = 440 円	5~8 m ³	4 m ³ × 110 円 = 440 円
9~20 m ³	12 m ³ × 120 円 = 1,440 円	9~20 m ³	12 m ³ × 120 円 = 1,440 円
21~30 m ³	10 m ³ × 160 円 = 1,600 円	21~30 m ³	10 m ³ × 160 円 = 1,600 円
31 m ³	1 m ³ × 210 円 = 210 円		
合計	4,190 円	合計	3,980 円

1か月 3 l m³ 4,190 円 × 1.10（消費税 10%） = 4,609 円

1か月 3 0 m³ 3,980 円 × 1.10（消費税 10%） = 4,378 円

（いずれも端数は1円未満端数切捨て）

下水道使用料は、4,609 円 + 4,378 円 = 8,987 円となります。

●下水道使用料早見表（一般汚水・2か月あたり）【税込 単位：円】

令和5年10月現在

水量(m ³)	下水道使用料	水量(m ³)	下水道使用料	水量(m ³)	下水道使用料	水量(m ³)	下水道使用料	水量(m ³)	下水道使用料	水量(m ³)	下水道使用料	水量(m ³)	下水道使用料	水量(m ³)	下水道使用料
0~8	1,100	20	2,596	32	4,180	44	5,940	56	8,052	68	10,604	80	13,376	92	16,148
9	1,221	21	2,728	33	4,312	45	6,116	57	8,228	69	10,835	81	13,607	93	16,379
10	1,342	22	2,860	34	4,444	46	6,292	58	8,404	70	11,066	82	13,838	94	16,610
11	1,463	23	2,992	35	4,576	47	6,468	59	8,580	71	11,297	83	14,069	95	16,841
12	1,584	24	3,124	36	4,708	48	6,644	60	8,756	72	11,528	84	14,300	96	17,072
13	1,705	25	3,256	37	4,840	49	6,820	61	8,987	73	11,759	85	14,531	97	17,303
14	1,826	26	3,388	38	4,972	50	6,996	62	9,218	74	11,990	86	14,762	98	17,534
15	1,947	27	3,520	39	5,104	51	7,172	63	9,449	75	12,221	87	14,993	99	17,765
16	2,068	28	3,652	40	5,236	52	7,348	64	9,680	76	12,452	88	15,224	100	17,996
17	2,200	29	3,784	41	5,412	53	7,524	65	9,911	77	12,683	89	15,455	150	32,020
18	2,332	30	3,916	42	5,588	54	7,700	66	10,142	78	12,914	90	15,686	200	46,320
19	2,464	31	4,048	43	5,764	55	7,876	67	10,373	79	13,145	91	15,917	250	61,170

下水道の使用に際して（注意）

●油を流さない

油は、つまりや悪臭の原因となります。

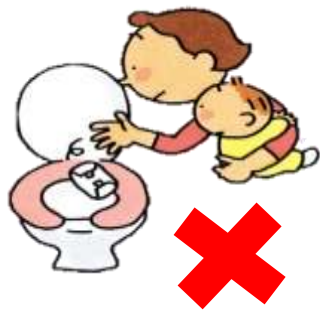
廃食用油として廃棄するか、紙でふき取る、市販の凝固剤を使うなどして、ごみへ出してください。



●トイレットペーパー以外のものを トイレに流さない

紙おむつやティッシュペーパー等を流すと、つまりの原因になります。

トイレットペーパー以外のものを流さないでください。



●洗剤の使用は適量で

洗剤に含まれる「リン」は、川などの汚染につながります。

適量以上は使わないようにしましょう。



●危険物は絶対に流さない

ガソリンや薬品などの危険物を流すと、爆発や火災の危険性があります。

処分する際は絶対に下水道へは流さず、適切に処分してください。



●雨水を汚水に流さない

本市の下水道は、汚水と雨水を分けて流す分流式となっています。

そのため、雨水を汚水管に接続して流すことはできません。

私たちの生活環境を快適にしてくれる下水道とお付き合いするには、きちんとしたマナーが必要です。

詰まらせる原因になるもの、処理にくいものを流さないなど、大切な施設だからこそ、正しく使うように心がけましょう。

公共下水道（汚水）への接続

●公共下水道（汚水）に接続できるようになったら

公共下水道を使用できる地域（処理区域）になりますと、その地域の住民（建物の所有者）には、汚水を公共下水道に流し込むための排水設備を遅滞なく（おおむね1年以内に）設置するよう義務付けられています。

特に、くみ取り便所の方は、処理開始の日から3年以内に水洗便所に改造するように義務付けられています。

●接続工事のあらまし

家屋の状況により異なりますが、おおむね次のような工事が行われます。

- ① 排水管及び汚水ますの設置をして、台所やお風呂などの汚水を流せるようにします。
- ② 浄化槽は、し尿をくみ取った後、上部及び底を壊し、消毒して土砂で埋めます。（くみ取り便所の場合は、し尿をくみ取った後、便槽を壊し、消毒して土砂で埋めます。）
- ③ くみ取り便所の場合は、便器・タンク等の据え付けと水道工事を行います。

●接続工事の流れ

- ① 申請者（建物の所有者等）は、秦野市下水道指定工事店に調査、見積もりを依頼します。
※指定工事店以外の工事は認められません。
- ② 工事店が決まったら、金額、支払方法、工事計画などを事前に指定工事店と打ち合わせます。
接続に係る奨励金等の制度を利用する場合は、このとき、工事店に申し出てください。
- ③ 指定工事店が排水設備工事の施工について市へ申請します。
- ④ 市は、指定工事店から提出された排水設備工事の申請書に記載された構造、技術等の審査をし、適正な場合には確認通知書を交付します。
- ⑤ 指定工事店は、確認通知を受けてから工事に着手します。
- ⑥ 工事が完成したら、指定工事店は、市へ完成届を提出し、検査を依頼します。
- ⑦ 市は、指定工事店立会いのもとに完成検査を実施します。
検査に合格すると「排水設備検査済証」（シール）が交付されます。
- ⑧ 指定工事店の請求により工事費用を支払い、終了です。

●奨励金・水洗化ローン

公共下水道へ接続する工事を行う場合、奨励金の交付または水洗化ローンのどちらか一方の制度を受けることができます。

工事を依頼した下水道指定工事店と調整し、手続きをしてください。

☆奨励金

処理開始の日から3年以内に公共下水道へ接続する工事を行う必要があり、建物1棟につき5万円以上の工事が対象となります。

金額は下記表のとおりです。

また、処理開始から3年が経過していても、対象となる建物に転入（居）した日から3年以内（転入（居）をした日の6か月以上前から対象となる建物を所有していた場合を除く）に工事を行う場合は、交付の対象となります。※申請者が市税等を滞納していると交付されません。

工事の実施時期	奨励金の額
処理開始または転入（居）の日から1年目の工事	3万円
処理開始または転入（居）の日から2年目の工事	2万円
処理開始または転入（居）の日から3年目の工事	1万円

☆水洗化ローン

公共下水道に接続する工事費の一時的な負担軽減のため、市内金融機関を通じて水洗化ローンの借り入れのあっせんをしています。

- ・ 借り入れあっせん額：10万円以上 200万円まで
- ・ 返済方法：60か月以内の元金均等返済
- ・ 利子：申請者に代わって市が利子を負担（市から金融機関に支払い）
- ・ 要件：市内在住、法人以外、市税等の滞納がない ほか

詳しくは営業課にお問い合わせください。

●ディスポーザーの利用について

公共下水道に接続されているご家庭では、ディスポーザーを利用することができます。

ディスポーザーの設置工事は、指定工事店以外はできません。

なお、直接投入式ディスポーザーを設置できるのは、中央処理区内の一般家庭に限られ、中央処理区以外では、排水処理装置（浄化槽）を併せて設置する必要があります。

また、設置できる機種も市の基準に適合したものに限られます。

詳しくは営業課または指定工事店にお尋ねください。